



特集 1

防災を考える ～他人ごとではなく自分ごと～

● 問合先 防災危機管理課防災危機管理係 (☎2130)

近年、九州においては、平成28年4月の熊本地震、平成29年7月の九州北部豪雨、昨年7月に本市に大きな被害をもたらした豪雨など、甚大な被害を及ぼす災害が発生しています。

このような中、市では市職員の防災体制の見直しをはじめ、平成30年度に、市民の皆さんへ迅速かつ一斉に災害情報をお知らせする防災行政無線の運用を開始しています。

今回の特集では、自然災害や原子力災害に対する備えについて、今一度確認するとともに、災害時に有効な情報伝達手段となる防災行政無線を紹介しながら、災害時の情報収集において注意する点などを確認します。

いつ、どこで発生するか分からないのが災害。皆さんの命と暮らしを災害から守るため、改めて防災について考えてみましょう。

自然災害への備え

いつ起こるか分からない自然災害。被害を最小限に抑えるためには、日頃からの準備や心構えが必要です。突然起きる災害に慌てずに済むよう、備えておくべき主なポイントを紹介します。

家の周囲の点検と整備

雨どいや側溝を掃除して、水の流れを良くしておきましょう。また、壁や塀などに破損しているところがないか確認し、不都合があれば修理や補強をしましょう。崩れやすい崖など、家の周りの危険箇所を調べることも大切です。

避難所などの確認

避難所【表1】や避難経路、家族が離ればなれになったときの連絡方法や集合場所などを事前に確認しておきましょう。雨の日を利用して、事前に水の流れなどにも注目したり、水没しやすい道路や、少しの雨でも水かさが増す川などを確認したりしておきましょう。

非常持ち出し品の準備

平成28年4月に発生した熊本地震のように大規模な災害

の場合は、被災者に支援助物資が届くまでに数日かかることがあります。災害時の混乱を少しでも小さくするためには、一人一人が非常持ち出し品などを準備することが必要です。最低3日分は準備しておきましょう。

▽非常持ち出し品の例

乾パン、飲料水、衣類、貴重品など

▽備蓄品の例

飲料水、粉ミルク、衣類、毛布など。食品は、ふだん食べるレトルト食品やカップめんなどを多めに買い、消費したらその分を補充するという「ローリングストック法」で備えることができます。



【表1】確認を！ いざという時の 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表

町・地区	指定緊急避難場所	指定避難所			
伊万里	伊万里公民館、伊万里小学校グラウンド、啓成中学校グラウンド、市民センターお祭り広場	伊万里公民館	23-9988	伊万里小学校	23-4128
		啓成中学校	22-3600	生涯学習センター	22-1262
牧島	牧島公民館、牧島小学校グラウンド、啓成中学校グラウンド	牧島公民館	22-5783	啓成中学校	22-3600
大坪	大坪公民館、大坪小学校グラウンド、伊万里中学校グラウンド、国見台公園	大坪公民館	23-9898	大坪小学校	23-6148
		伊万里中学校	23-4158		
立花	立花公民館、立花小学校グラウンド、国見台公園	立花公民館	20-4567	立花小学校	23-2100
		同和教育集会所	22-7462		
大川内	大川内公民館、大川内小学校グラウンド	大川内公民館	23-2774	大川内小学校	23-2542
黒川	黒川公民館、東黒川運動広場、青嶺中学校グラウンド	黒川公民館	27-0001	青嶺中学校	27-0053
		林業研修センター	27-1169		
波多津	波多津町コミュニティセンター、波多津小学校駐車場、青嶺中学校グラウンド	波多津町コミュニティセンター	25-0001	波多津小学校校舎	25-0064
		青嶺中学校	27-0053		
南波多	南波多公民館、南波多郷学館グラウンド、旧南波多中学校グラウンド	南波多公民館	24-2001	南波多郷学館	24-2007
		南波多ミニスポーツ会館	—		
大川	大川町コミュニティセンター、大川小学校グラウンド、東陵中学校グラウンド、大川運動広場	大川町コミュニティセンター	29-2001	大川小学校	29-2005
		東陵中学校	26-2012	隣保館	29-2088
		大川体育館	—		
松浦	松浦公民館、松浦小学校グラウンド、東陵中学校グラウンド、松浦運動広場	松浦公民館	26-2001	松浦小学校	26-2050
		東陵中学校	26-2012		
二里	二里公民館、二里小学校グラウンド、国見中学校グラウンド、国見台公園	二里公民館	23-3024	二里小学校	23-3463
		国見中学校	23-5195		
東山代	東山代公民館、東山代小学校グラウンド、国見中学校グラウンド、滝野小中学校グラウンド	東山代公民館	28-0001	東山代小学校	28-0024
		国見中学校	23-5195	滝野小中学校校舎	28-0023
山代	山代公民館、山代東小学校グラウンド、山代西小学校グラウンド、山代中学校グラウンド、浦ノ崎運動広場、伊万里湾大橋球技場	山代公民館	28-2001	山代東小学校体育館	28-2009
		山代西小学校	28-3015	山代中学校	28-2026

■避難するときの注意

- ▷大雨警報発表時など、災害が発生する恐れがある場合は、各町・地区公民館に市職員が待機しています。避難する場合は、まず各町・地区公民館に避難してください。避難所は住んでいる地区に限らず、どこかの避難所に避難しても構いません。
- ▷その他の指定避難所は、休日や夜間などに無人となることがあります。事前に電話などで確認のうえ避難してください。
- ▷指定緊急避難場所としている小・中学校のグラウンドなどは、突発的に大規模な災害が発生し、市の災害対策本部から指示があるまでの間、一時的に避難する場所です。

7月9日は『市民防災の日』

市は、昭和42年7月9日の大水害を教訓とし、その記憶を風化させないために、また、地域や家庭などにおいて一人一人に防災意識を高めてもらうとともに、市と市民全体で防災対策を行っていくため、7月9日を『市民防災の日』と定めています。当日は、市民口ビーで大水害の写真や防災グッズなどを展示します。この機会に、わが家の防災対策などについて、家族で話し合ひましょう。

原子力災害への備え

市では、玄海原子力発電所の近隣に位置していることから、佐賀県から市内全域が緊急時防護措置準備区域（UPZ）の指定を受け、さまざまな対策に取り組んでいます。ここでは、市原子力災害避難計画の概要などについて紹介します。

市原子力災害避難計画の概要

● 避難先

▽すべての市民は、玄海原子力発電所から30^分圏外の市町に避難します。

▽自治会ごとに同一の避難所（地域）を指定しています。

● 避難方法

▽原則として自家用車を利用して避難します。

▽自家用車での避難ができない人は、近所の人の車に乗り合わせるか、市が指定する集合場所に集合し、市公用車、県が手配するバス・タクシー、自衛隊の車両などを利用します。

● 避難経路

どを利用します。

▽主要避難経路（幹線道路）を通ることを基本とします。

▽主要避難経路から避難所（施設）までの間の誘導は、警察や避難受け入れ市町の協力を得て行います。

市民の避難所

原子力災害避難計画に基づく各町・地区の避難所は今年3月に配布した**伊万里市原子力防災のてびき**に記載されているほか、市ホームページで確認できます。

国や市がお知らせする避難情報が変わります

国の避難勧告等に関するガイドラインの改定により、災害情報や避難勧告などに関する情報の発信方法が変更になります。具体的には、避難指示（緊急）や避難勧告の上に新たに災害発生情報が加えられるとともに、災害時に避難行動がしやすいよう、市民の皆さんに防災情報をわかりやすくするため、警戒レベルが設けられます。

これまで

本年雨季から

避難指示（緊急） 人的被害の発生または発生する危険性が非常に高いと判断された状況	→
避難勧告 人的被害の発生する危険性が明らかに高まった状況	→
避難準備・高齢者等避難開始 人的被害の危険性が高まった状況	→

市民などに行動を促す情報	警戒レベル	とるべき行動
災害発生情報 災害が発生している状況で命を守るための最善の行動が必要	5	すでに災害が発生している状況で、命を守るための最善の行動をとる
避難指示（緊急） 災害が発生するおそれが極めて高い状況などに、緊急のまたは重ねて避難が必要 避難勧告 住民全員に避難を促す	4	避難所への避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断した場合、近隣や安全な場所への避難、建物内の安全な部屋への移動などの緊急避難をする
避難準備・高齢者等避難開始 高齢者などの避難を促す	3	避難に時間がかかる高齢者などの要配慮者は避難。その他の人は避難の準備をし、自発的に避難
気象注意報	2	ハザードマップなどにより災害リスク、避難所や避難経路、避難情報の把握、手段の再確認・注意など避難に備え、自らの避難行動を確認
警報級の可能性	1	防災気象情報などの最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める

災害時や緊急時の情報伝達手段について

市では、災害時や緊急時に市民の皆さんへ情報を迅速に伝えるために、平成30年6月20日から市内全域で防災行政無線の運用を開始しています。

また、そのほかの伝達手段でも情報を発信していただきますので、可能な手段を活用し、身を守るために積極的な情報収集をお願いします。

1 防災行政無線

防災行政無線とは、災害時や緊急時に、避難勧告などの重要な情報を、屋外拡声子局（屋外スピーカー）や戸別受信機などから迅速に知らせる無線放送施設です。

主な施設内容

防災行政無線は、親局、遠隔制御局、中継局、再送信子局、屋外拡声子局（屋外スピーカー）、戸別受信機から構成されます。

市役所に設置する親局からの情報を電波で発信し、中継局や再送信子局を介して、市内181箇所を設置する屋外

拡声子局（屋外スピーカー）、または戸別受信機で受信し、スピーカーを使って放送する仕組みになっています。

放送する内容

【表2】のような、災害関連情報と行政関連情報が放送されます。

いずれも住民の身体、生命に関わる重要な情報を中心に、緊急性の高い情報を放送します。

また、機器の動作確認のため、時報放送を行います。地区によって放送時間が異なりますが、昼に『ウェストミンスターの鐘』、夕方に『伊万里讃歌』を放送します。屋外拡声子局から時報が放送され

ていないことに気づいたときは、市防災危機管理課へ連絡をお願いします。

なお、【表3】のように緊急情報ごとにサイレン（警報音）を決めています。特に、避難に関する情報は、避難情報の種類に応じたパターンとし、迅速に身を守る行動をとれるように運用しています。

2 電話自動応答装置

防災行政無線の放送が聞き取れなかったときや、再度放送を聞きたいときは、専用の電話番号（☎2169）に電話をかけると、放送内容を聞くことができます。

3 ケーブルテレビ

ケーブルテレビ（伊万里ケーブルテレビジョン、西海テレビ）に加入している家庭では、防災行政無線の放送内容をケーブルテレビでも確認できます。

【表3】防災行政無線のサイレン（警報音）パターン

・避難準備・高齢者等避難開始	サイレン 8秒吹鳴	サイレン 8秒吹鳴	サイレン 8秒吹鳴
	2秒休止		2秒休止
・避難勧告	サイレン 5秒吹鳴	サイレン 5秒吹鳴	サイレン 5秒吹鳴
	2秒休止		2秒休止
・避難指示	サイレン 3秒吹鳴	サイレン 3秒吹鳴	サイレン 3秒吹鳴
	2秒休止		2秒休止
・上記以外の緊急情報	サイレン 20秒吹鳴		

※サイレン（警報音）の後に、緊急情報をお伝えします。

【表2】防災行政無線で放送する内容

1 災害関連情報
・特別警報
・緊急地震速報
・土砂災害警戒情報
・災害発生情報
・避難指示（緊急）・避難勧告
・避難準備・高齢者等避難開始
2 行政関連情報
・国民保護（武力攻撃）
・凶悪事件の発生
・危険動物の出没
・緊急の断水情報
・市の大型イベントの中止など
・時報

4 携帯電話会社の緊急速報メール

防災行政無線で避難勧告など緊急性が高い情報を放送する場合は、緊急速報メールを併せて配信します。

※緊急速報メールは、特定のメールアドレスではなく区域を特定してメールを配信します。緊急速報メールの受信機能があり、受信設定をした携帯電話などで受信することができません。緊急速報メールの受信設定などで不明な点があるときは、使っている携帯電話の説明書を確認するか、各携帯電話ショップに問い合わせてください。

5 防災ネットあんあん（登録メール）

防災行政無線で放送をする際には、同内容を無料の登録制メールマガジン『防災ネットあんあん』でも配信します。

※登録には、右下のQRコードをスマートフォンなどで読み取り、登録サイトに進んでガイドランスに従い登録してください。読み取れない場合は登録サイトアドレス (<http://esam.jp>) を直接

入力するか、『防災ネットあんあん』で検索してください。



6 市ホームページ、SNS

防災行政無線での放送内容は、市のホームページや市の公式ツイッター・フェイスブックなどのSNSでも確認できます。

7 電話・FAXによる緊急情報配信（4月より新たにサービス開始）

防災行政無線で放送した緊急情報を、事前に登録した電話または、FAXに同時に配信します。

※この配信サービスは、市から配信する緊急情報を確認する方法が限られている次の人を対象としています。

- ・聴覚障害のある人（障害等級問わず）
- ・視覚障害のある人（障害等級問わず）
- ・携帯電話を持っていない人

なお、本サービスを受けるためには、電話またはFAXの番号登録が必要となります。

ます。

※申請の受け付けは、市防災危機管理課および各町・地区公民館で随時行っています。

災害時や災害が起こりそうなきときは、次のことに心がけてください。

① 防災行政無線の放送をよく聞く

近年の住宅は気密性が向上しているため、防災行政無線の放送が始まったら窓を開けるなど聞き取りやすい状態に聞いてください。聞き逃した場合は、電話自動応答装置などで確認してください。

② 積極的な情報収集

災害時には、関係する情報が防災行政無線をはじめ、テレビ、ラジオ、ケーブルテレビ、インターネットなどさまざまな手段で配信されます。それらの中で可能な手段を活用し、身を守るために積極的な情報収集をお願いします。

戸別受信機の貸与の方法

防災行政無線の戸別受信機は市への貸与申請が必要で、次の人を対象に貸与しています。

① 駐在員（区長）、消防団幹部団員

情報伝達の多重化のため、地域の防災活動の中核を担う駐在員（区長）と、消防団幹部団員に貸与します。

② 聴覚障害者

音声を聞くことができない聴覚障害者（身体障害者手帳1級から3級に認定された人）に、文字表示機の付いた戸別受信機を貸与します。

③ 難聴地区世帯

屋外拡声子局の放送が届かない難聴地区に住んでいる世帯に貸与します。

※電波の受信状態によっては外部アンテナが必要な場合があります。外部アンテナの配線工事で、住宅に穴をあけたり取付金具を設置したりする場合があります。

※申請の受け付けは防災危機管理課で随時行っています。

防災行政無線を活用した訓練を行います

今年度は、下記の日時に防災行政無線を活用した訓練放送を行います。当日は訓練内容に即した放送がありますので注意してください。

日 時	訓練内容
6月18日（火）午前10時	緊急地震速報訓練
8月28日（水）午前11時	Jアラート訓練
11月5日（火）午前10時	緊急地震速報訓練
12月4日（水）午前11時	Jアラート訓練
令和2年2月19日（水）午前11時	Jアラート訓練

※『Jアラート』は全国瞬時警報システムのことです。

※広範囲での地震や本市での大雨などの気象条件により、訓練が中止される場合があります。